

# 白子町障害者活躍推進計画

【令和2年度～令和6年度】

令和2年4月

白子町

## 1 障害者活躍推進計画の策定について

令和元年6月に、「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）」の改正により、国及び地方公共団体が率先して障害者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（以下「障害者活躍推進計画」という。）」を作成することとされました。

障害者雇用を進める上では、障害者の活躍の推進が必要となります。障害者の活躍は、「障害者一人ひとりが能力を有効に発揮できること」であり、雇用・就業し、又は同一の職場に長期に定着するだけでなく、障害者とその障害特性や個性に応じて能力を有効に発揮できることを目指し、庁内全体で取り組んでいくことが重要となります。

この趣旨を踏まえ、白子町においても、障害者活躍推進計画を策定し、障害のある職員を含む全ての職員が能力を発揮できる職場づくりを推進していきます。

## 2 障害者活躍推進計画

機関名	白子町
任命権者	白子町長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
白子町における障害者雇用に関する課題	<p>○令和元年度の白子町における障害のある職員の雇用状況は、法定雇用率を達成するために必要な職員数を満たしている。</p> <p>○継続して法定雇用率を達成するために障害者雇用の継続、推進に努めるとともに、その特性に配慮した勤務形態の整備や、障害のある職員が活躍できる環境づくりを推進する必要がある。</p>

目標	
(1)採用に関する 目標	(各年度)当該年6月1日時点の法定雇用率以上の障害者雇用を継続する。 (評価方法) 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理を行う。
(2)定着に関する 目標	○障害のある職員の定着を促進し、不本意な離職者を極力生じさせないようにする。 (評価方法) 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理を行う。
取組内容	
(1)障害者の活躍を 推進する体制 整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者である職員の相談窓口を設定する。
(2)障害者の活躍の 基本となる職務 の選定・創出	○業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
(3)障害者の活躍を 推進するための 環境整備・人事管 理	○相談窓口への相談のほか、年に1回実施している人事評価面談等の機会により、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえ検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。
(4)その他	○福祉部門と連携し、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。